

介護給付 適正化全般	現状と課題（第7期介護給付適正化計画における実施状況等）
	<p>○第7期介護給付適正化計画においては、主要5事業および給付実績の活用について、それぞれの取組目標を基に実施している。各事業における実施状況等は以下のとおり。</p> <p>○要介護認定の適正化については、「業務分析データ」を用いて、練馬区の認定調査・審査判定の傾向や特徴を把握し、認定調査員等への研修等を通じて周知することで、認定調査および認定審査の平準化に取り組んでいる。こうした取組は継続して実施する必要がある。</p> <p>○ケアプラン点検については、介護給付調査員を活用し、実地指導に同行して行う訪問形式、東京都のガイドラインを活用した面談形式により実施している。また、地域の主任介護支援専門員、地域包括支援センターおよび保険者の3者連携によるケアプラン点検の実施に向けた諸課題の検討を行い、令和2年度に試行した。試行結果を検証し、令和3年度以降の本格実施に繋げていく。</p> <p>○住宅改修の書類審査および福祉用具貸与の点検については、専門人材を有する事業者への委託により実施した。点検には専門的な知識が必要であり、今後も専門人材を活用した点検の継続が必要である。また、適切な住宅改修・福祉用具の利用となるためには、利用者、介護事業者への制度の普及啓発が課題である。</p> <p>○縦覧点検・医療突合については、国保連から提供される帳票に基づき、毎月点検を実施できる体制を整え、請求誤りの事業者に対しては過誤処理を行っている。今後も継続的かつ計画的に点検を行っていくことが重要である。</p> <p>○介護給付費通知については、年2回、介護保険サービスの利用状況をサービス利用者全員に通知してきた。通知の意義や目的を理解してもらうとともに、利用者にとって、さらにわかりやすい通知となるよう改善が必要である。</p> <p>○給付実績の活用については、有効な活用方法が確立しているとは言えず、今後とも様々な活用方法を実践・試行していく中で、より有用な運用手法を見つけていくことが必要である。</p>
	地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴 （要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等）
	<p>○「見える化」システム及び「業務分析データ」によると、以下の特徴がある。</p> <p>○練馬区の要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加の一途をたどっており、なかでも軽度者（要支援1～要介護2）の増加が顕著となっている。調整済み要介護認定率は、全国平均や東京都平均を上回って推移している。</p> <p>○調整済み重度認定率（要介護3～5）と軽度認定率（要支援1～要介護2）のいずれも全国平均および東京都平均より高くなっている。</p> <p>○要介護認定における一次判定から二次判定への重度変更率は、全国平均より高いが、東京都平均より低い傾向にある。</p> <p>○介護保険サービスの受給率は、全国平均や東京都平均と比較して高い。内訳を見ると、在宅サービスと施設サービスともに特別区の中で3番目に高い受給率となっている。全国平均や東京都平均を大きく上回っている要因として、特別養護老人ホームの施設数が都内最多であることや在宅サービスを行う事業所が区内に多く存在すること、介護が必要になっても自宅で暮らし続けることを望む高齢者が多くいることなどが挙げられる。</p> <p>○調整済み第1号被保険者一人当たりの給付月額、全国平均や東京都平均と比較して高い。内訳を見ると、在宅サービス、施設および居住系サービスのいずれにおいても、全国平均や東京都平均より高くなっている。</p> <p>○受給者一人当たりの給付月額について、在宅サービスは、全国平均や東京都平均より高い。</p> <p>○サービス別に見ると、福祉用具貸与については、受給率および受給者一人当たりの給付月額の双方で、全国平均や東京都平均と比較して高くなっている。</p>
介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方 （優先的・積極的に実施する事業、重点事項等）	
<p>○要介護認定の現状について、全国の保険者と比較して練馬区の傾向や特徴を把握し、研修等を通して、認定調査と認定審査の平準化を図る。また、今後の要介護認定者の増加を見据えて、認定調査を迅速に行う体制を整え、認定審査会の簡素化等も踏まえながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施する。</p> <p>○地域の主任介護支援専門員や介護支援専門員の職能団体と連携し、訪問・面談・書面形式を織り交ぜて効果的なケアプラン点検を実施する。加えて、高齢者向け住まい入居者等に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。</p> <p>○利用者の身体状況や生活環境に合った住宅改修や福祉用具の利用がなされているか、専門性を持った点検を実施する。</p> <p>○縦覧点検・医療情報との突合については、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことが重要であるため、継続的かつ確実に実施する。</p> <p>○利用者が、自分の利用しているサービス内容を確認できるよう、わかりやすい介護給付費通知を作成し送付する。</p> <p>○給付実績帳票や保有する給付実績データを用いて、実地指導やケアプラン点検等に活用し、適正なサービス提供や事業者の指導育成等に役立てる。</p>	

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
要介護認定の適正化		取組目標
		<ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準に基づいた要介護認定となるよう、認定調査および認定審査の平準化を図る。 ・要介護認定の申請から判定までを迅速に行う体制を整え、要介護認定を遅滞なく実施する。
事業実施の基本的考え方	3	<p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者等に委託している認定調査について内容点検を行い、調査が適正に行われているか確認する。 ・全自治体の認定までのプロセスやその結果をまとめた業務分析データを活用して、基本調査項目の選択率や審査判定等、練馬区の要介護認定の現状について、傾向や特徴を把握し、その要因を分析する。 ・要介護認定の判定に影響が出やすい項目や、全国平均との差が生じている項目について情報共有するために、認定調査員や審査会委員に対して研修等を行う。 ・認定調査を迅速に行う体制を整備する。また、令和2年度から開始した認定審査会の簡素化を踏まえながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施する。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務分析データで得られた認定者の状況および認定調査の傾向について、認定調査員研修で調査員と情報共有し、認定調査の平準化を図った。 ・認定調査員研修：新規研修1回、実践研修1回、管理者向け研修（182事業所） ・審査会委員研修：新任研修3回、現任研修1回 ・練馬区介護認定審査会進行ガイドを作成し、審査会の進行方法について標準化を進めた。
	全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施する（要介護認定の平準化）。	4
5		<p>取組目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組目標を継続し、認定調査と認定審査の平準化を図るとともに、要介護認定を遅滞なく実施する。 ・これまでの実施状況や課題を踏まえて、次期計画に向けたより効果的な取組を決定する。 <p>実施内容・方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組に基づく改善結果を基に、練馬区の傾向・特徴を再検証する。その結果を認定調査員、審査会委員等と共有・周知し、研修内容等に反映することで、一層の適正化を図る。 ・要介護認定を遅滞なく適正に行うための、認定調査の体制整備、認定審査会の簡素化の取組について検証を行う。 ・検証結果や改善状況の確認とともに、今後の課題を抽出し、次期計画に向けた取組内容を検討する。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実施内容・方法」のとおり実施した。 ・認定調査員研修：新規研修2回、現任研修2回 ・審査会委員研修：新任研修1回、現任研修1回 ・合議体長連絡会：2回（審査判定に迷う事例の対応策を検討、進行ガイドの改訂、簡素化検証等）

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
ケアプラン点検		取組目標
		<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプラン点検を通して、自立支援に資するケアマネジメントの考え方を区と共有できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）を支援する。 ・複数の点検手法により点検を実施し、継続的にケアプランの質の向上を図るとともに、点検割合の増加に努める。 ・国保連から提供される介護給付適正化関連システムや給付実績を活用して点検対象の抽出を行い、効果的な点検を実施する。
事業実施の基本的考え方	3	実施内容・方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地指導に同行して行う訪問形式（年70事業所程度）、東京都ガイドラインを活用した面談形式（年25事業所）、書面点検形式（年20件）の3形式によるケアプラン点検を実施する。 ・ 訪問によるケアプラン点検は、全国平均や東京都平均と比較して利用率が高い、福祉用具貸与の利用者に重点を置いて実施する。 ・ ガイドラインを活用したケアプラン点検は、地域の主任介護支援専門員、地域包括支援センターおよび保険者の3者連携による点検を本格実施する。まず、地域の主任介護支援専門員と地域包括支援センターが「リ・アセスメント支援シート」の作成についてケアマネジャーを支援した上で、区がケアプラン点検を実施する。点検後に作成されたケアプランを地域包括支援センターが評価し、その結果を区にフィードバックすることで、区はケアプラン点検の効果を把握する。 ・ 書面点検形式のケアプラン点検は、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの入居者等に焦点を当てた点検を実施し、その成果を基にマニュアルを作成する。 ・ の訪問点検や の書面点検については、国保連から提供されるケアプラン分析システムや給付実績から、ケアプランに特徴がある居宅介護支援事業所や介護支援専門員を把握し、効果的な点検を実施する。 ・ 集団指導を活用し、点検結果等を居宅介護支援事業所と共有することで、ケアマネジメント力の底上げを図る。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプラン点検：面談形式25件、書面点検204件、98事業所
区と地域の主任介護支援専門員が協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを達成する。	4	取組目標
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の取組目標を継続しつつ、書面点検によるケアプラン点検については、介護支援専門員の職能団体が実施することで有効性の向上を目指す。
	5	実施内容・方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問によるケアプラン点検（年70事業所程度）および地域の主任介護支援専門員と協力したガイドライン方式を活用したケアプラン点検（年25事業所）について継続して実施する。 ・ 書面点検についても継続して実施し（年50件）、新たに介護支援専門員の職能団体等が実施することで、点検内容の有効性の向上を図る。 ・ 【R4年度追記】点検における面談方法（実地指導に同行して行う訪問もしくはオンライン面談）を事業者が選択できるようにし、コロナ禍においても点検を着実に実施する。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの入居者等に焦点を当てた点検を面談方式で実施し、ケアマネジメントの根拠を直接介護支援専門員に確認した。 ケアプラン点検：120件、81事業所
5	取組目標	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度までの取組目標を継続しつつ、訪問点検、書面点検等、複数の点検手法を効果的に組み合わせることでケアプラン点検の内容を充実するとともに、件数の拡充を図る。 	
5	実施内容・方法	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地指導に同行して行う訪問形式（年70事業所程度）、東京都ガイドラインを活用した面談形式（年25事業所）、書面点検形式（年50件以上）の3形式によるケアプラン点検を実施する。 ・ 前年度と同様に点検を行うが、これまでの取組を検証し、複数の点検手法を最適に組み合わせることで、点検内容の質を向上するとともに、点検件数の増加も図る。 ・ 【R4年度追記】訪問によるケアプラン点検については、民間事業者に委託して実施する。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまで事業所を訪問して行うケアプラン点検（ ）を実施してきたが、5年度からWebを活用して面談を行う方法に変更した。主に委託事業者が実施したが、区の介護給付調査員が一部実施した。 ケアプラン点検：114件、96事業所 	

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
住宅改修・福祉用具点検	3	取組目標
		・利用者の身体状況や生活環境を踏まえた、必要かつ適切な住宅改修や福祉用具の利用を進めるため、専門性を持った効果的な点検・調査を行う。
事業実施の基本的考え方	3	実施内容・方法
		・住宅改修の申請時に工事の内容、必要性、価格の適正性について、有資格者による点検を行う。また、申請内容により確認を要する案件については、訪問調査による実態の確認も行う。 ・住宅改修の訪問調査に合わせて、リハビリテーション専門職による福祉用具の利用状況や必要性の確認も行う。 ・専門的な視点による点検体制を確保するため、点検は専門性を有する法人への委託により実施する。 ・利用者や事業者に対して、窓口等での相談や説明の機会を捉えて、適切な住宅改修や福祉用具利用についての普及啓発を行う。 【実績】 ・「実施内容・方法」のとおり実施した。
住宅改修や福祉用具の購入・貸与において点検・調査を実施し、利用者の状態に応じた適正な利用を進める。	4	取組目標
		・前年度の取組目標を継続しつつ、前年度の効果や課題を把握し、改善や見直しを行う。
	4	実施内容・方法
		・前年度の点検を踏まえた改善や見直しを図った上で、前年度と同様に点検を行う。 【実績】 ・「実施内容・方法」のとおり実施した。
	5	取組目標
		・前年度までの取組目標を継続しつつ、これまでの実施状況や課題を踏まえて、次期計画の内容を決定する。
5	実施内容・方法	
	・前年度と同様に点検を行った上で、これまでの取組を評価し、次期計画の内容を検討する。 【実績】 ・「実施内容・方法」のとおり実施した。	

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
縦覧点検・医療情報との突合	3	取組目標
		・国保連に委託して点検を実施するほか、保険者実施分について、有効性の高い帳票を中心に、毎月点検を実施する。
事業実施の基本的考え方	3	実施内容・方法
		・国保連から提供される帳票に基づき点検を実施する。点検の結果、請求誤りの可能性が高い事業所に対して確認を行い、介護報酬の算定方法について正しい理解を促し、請求誤りを未然に防ぐ。また、必要に応じて、過誤申立てを求める。 【実績】 ・医療情報との突合および国保連から提供された5帳票について点検を実施した。
点検により請求の誤りを発見し、適切な処置を事業者へ働きかけることで、適正な報酬請求を促す。	4	取組目標
		・前年度の取組目標を継続しつつ、点検帳票、点検件数の拡大を目指す。
	4	実施内容・方法
		・点検については、前年度と同様に実施するほか、国保連合会や東京都等の研修に参加し、スキルの上やノウハウの吸収・情報共有に努め、点検内容・点検数の拡充を検討する。 【実績】 ・医療情報との突合および国保連から提供された6帳票について点検を実施した。
	5	取組目標
		・前年度までの取組目標を踏まえて点検を実施するほか、これまでの実施状況や課題を踏まえて、次期計画の内容を決定する。
5	実施内容・方法	
	・前年度と同様に点検を実施するほか、これまでの取組の検証や、他自治体の実施状況等も踏まえて、次期計画の内容を検討する。 【実績】 ・医療情報との突合および国保連から提供された7帳票について点検を実施した。	

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
介護給付費通知	3	取組目標
		・介護給付費通知を受け取った利用者が、自分の利用しているサービス内容を確認できるよう、わかりやすい通知を作成して送付する。
事業実施の基本的考え方	3	実施内容・方法
		・事業の趣旨、給付費通知の見方や、サービスの種類と内容を説明する文書、Q&A等を同封する。 ・利用者が通知内容をより理解できるよう、介護支援専門員や介護保険施設に対して、利用者へ説明することへの協力を求める。 ・介護給付費通知の周知と実施効果を把握するため、居宅介護支援事業所に対してアンケート調査を実施し、次回以降の見直しに活用する。 【実績】 ・給付費通知2回
受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と共有する。	4	取組目標
		・前年度の取組目標を継続しつつ、前年度の効果や課題を把握し、改善や見直しを行う。
	4	実施内容・方法
		・利用者からの問い合わせや居宅介護支援事業者へのアンケート調査結果等から、改めて通知内容を検討し、さらにわかりやすく効果的な給付費通知となるよう見直しを行う。 【実績】 ・給付費通知2回
	5	取組目標
		・前年度までの取組目標を継続しつつ、これまでの実施状況や課題を踏まえて、次期計画の内容を決定する。
5	実施内容・方法	
	・前年度同様、改善や見直しを行った給付費通知の作成・送付を行った上で、これまでの取組を評価し、次期計画の内容を検討する。 【実績】 ・給付費通知2回	

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
給付実績の活用	3	取組目標
		・国保連の介護給付適正化システムによる給付実績帳票および保有する給付実績データを用いて、不適切な給付の発見、効率的な事業者への実地指導およびケアプラン点検等に活用する。
事業実施の基本的考え方	3	実施内容・方法
		・国保連による給付実績帳票のうち、過誤申立てに繋がりがしやすい帳票については点検を実施し、請求誤りの可能性が高い事業所に対して確認を行い、必要に応じて、過誤申立てを求める。 ・給付実績帳票のうち、有効性の高い帳票については、実地指導担当部署に提供し、指導対象事業所の選定資料として活用する。 ・保有する給付実績データを必要に応じて抽出・加工の上、実地指導担当部署またはケアプラン点検担当部署に提供することで、事前の内容確認を可能にする等、効率的な事業実施に役立てる。 【実績】 ・「実施内容・方法」のとおり実施した。
給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	4	取組目標
		・前年度の取組目標を継続しつつ、活用内容の拡充を目指す。
	4	実施内容・方法
		・前年度と同様の取組を実施するほか、実地指導担当部署やケアプラン点検担当部署とさらなる活用方法について検討を行う。 ・国保連の研修等に参加し、給付実績活用に係るスキル向上やノウハウの吸収・情報共有に努める。 【実績】 ・「実施内容・方法」のとおり実施した。
	5	取組目標
		・前年度の取組目標を継続しつつ、これまでの実施状況や課題を踏まえて、次期計画の内容を決定する。
5	実施内容・方法	
	・前年度までの取組を実施するほか、これまでの取組の検証や他自治体の実施状況等も踏まえて、次期計画の内容を検討する。 【実績】 ・「実施内容・方法」のとおり実施した。	